



少額訴訟制度～インターネットの詐欺トラブルにおける解決策～

●少額の金銭トラブルが起きた時、いかに対処したらよいか？

Q

インターネットのオークションに参加しました。購入代金八万円を振り込んだにもかかわらず、商品が届きません。内容証明郵便を送って代金の返還請求をしたのですが、まったく連絡がありません。

専門家に相談したいとも思いますが、費用が気になります。少額の金銭トラブル時の有効な解決策について教えてください。

A

最近、オンラインショッピングやネットオークションの利用が拡大するに伴い、トラブルも頻発しています。少額な事件が多く、専門家に相談した場合、費用とそれに費やされる時間と労力が見合わないケースが多く見られます。このような場合に有効な手段が少額訴訟制度です。

■少額訴訟制度とは

少額訴訟制度は六〇万円以下の金銭の支払い請求を目的とする少額の紛争について、簡易かつ迅速な解決を図るための訴訟

制度です。原則として一回の口頭弁論で審理を終え、その日のうちに判決の言い渡しもなされます。また、専門家に依頼しなくても、本人自身で訴訟を起こし進行できるような仕組みも用意されています。本人訴訟と言われる由縁がここにあり。法律に関する専門的な知識がない人でも、利用しやすく、わかりやすい裁判手続きです。

欧米諸国では、以前より少額な金銭の民事紛争を処理する機関が設置されており、有効に機能していました。そこで、わが国でも新たな民事訴訟法が施行され、簡易裁判所の理念を見直し、簡易・迅速な解決を図り、より国民に利用しやすい少額訴訟制度が創設されました(一九九八(平成十)年一月一日施行、二〇〇四(平成十六)年四月一日改正法施行)。

■少額訴訟を提起できるケース

少額訴訟を提起するためには、次の要件を満たしている必要があります。

(1) 相手方に対して、①支払いを求めめる価額(訴額)が六〇万円以下で、かつ、②金銭の請求を目的とする訴えであることが必要です(民事訴訟法第三六八条第一項)。なお、一〇〇万円の債権回収の場合でも、六〇万円と四〇万円に分けて少額訴訟を利用する一部請求については、訴えの提

起の仕方如何で可能な場合があります。

また、貸金返還請求、売買代金請求、敷金返還請求、貸金請求、交通事故(物損)による損害賠償請求、請負代金請求等で利用できますが、不動産・動産の明け渡し、登記手続きの意思表示の擬制、債務不存在確認等では、少額訴訟を提起することはできません。

(2) 少額訴訟は、一人の原告につき、同一の簡易裁判所において、年一〇回までに限られます(民事訴訟法第三六八条第一項但書)。これは、金融業者が少額訴訟を独占し、一般市民が利用できなくなることを避けるための制限です。訴えを取り下げた場合や、通常訴訟に移行した場合もカウントされます。

■少額訴訟の提起方法

少額訴訟は、各事件によって訴えを提起する簡易裁判所が決まっています(裁判管轄)。これは、実際に判決をもらい、相手方の履行を確保するために注意をして決めることが重要です。原則としては、被告の住所です。

ただし、売買代金を請求する場合のような財産権上の訴えでは、相手方がその義務を履行すべき場所にある簡易裁判所に訴えを提起できます。また、交通事故による損害賠償請求のような不法行為に関する訴えでは、当該不法行為があった場所の簡易裁

判所に訴えを提起することができます。

訴えの提起は、簡易裁判所に訴状を提出するか、直接、簡易裁判所の受付に行き、口頭で提起することもできます。

なお、訴状は、地方裁判所に提出する一般的な訴状と比較して、記載事項が簡素化されています。要は「紛争の要点」が明確に書かれていればよく、5 W 1 H (「いつ」「どこで」「誰が」「誰と」「何をしたか」と、「相手方に何を求めるのか」が記載されていれば、裁判所は受理してくれます。簡易裁判所には訴状の定型用紙が用意されています。

■少額訴訟の審理

少額訴訟では、重要証人がアクセシブルで出頭できない場合や審理の途中で他に重要な証拠があることが判明したような「特別な事情」のある場合を除き、最初にすべき口頭弁論期日においてその審理を完了しなければならぬとされています(民事訴訟法三七〇条)。そして、直ちに判決の言い渡しがされます。

また、少額訴訟での証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に制限されており(民事訴訟法三七一条)、少額訴訟では証人の尋問は宣誓をさせないでもよいとされています(民事訴訟法三七二条第一項)。証人尋問や当事者尋問における尋問の順序も裁判官の裁量に任されています。

なお、少額

訴訟においては、反訴を提起することはできません(民事訴訟法三六九条)。審理が複雑になり、迅速な訴訟が期待できなくなるからです。

■少額訴訟の判決

少額訴訟の判決の言い渡しは、原則として審理終了後直ちになされます。当事者が判決を受け取った日の翌日から起算

して二週間以内に異議を申し立てなければ、確定します。少額訴訟の判決に対しては、控訴が禁止され、異議を申し立てることのみが許されます。確定すると、判決の内容を争うことができなくなります。原告の言い分が認められた少額訴訟判決

〈表〉少額訴訟手続き



には、仮執行宣言が付されます。被告が判決に従わない場合には、原告は、判決確定前であっても強制執行手続きをとることができます。

被告が異議を申し立てるとともに、強制執行停止手続きを求めた場合には、強制執行手続きが停止されることがあります。異議後の審理は、少額訴訟の判決をした裁判所と同一の簡易裁判所において、通常の手続きにより行われます。異議後の訴訟においても反訴を提起することはできません。また、異議後の訴訟の判決に対しては控訴ができないなどの制限があります。

■少額訴訟にかかる費用

訴状を提出する際、訴訟の目的の価額(訴額)に応じた手数料を印紙で納付します。料金は訴額一〇万円につき一〇〇〇円です。また、裁判所が送付する際に使う切手代を予納します。訴える相手が一人の場合には三九一〇円、訴える相手が二人以上の場合は一人増えることに二一〇〇円を足した額となります。

近時、督促手続き、少額訴訟手続きを悪用した架空請求が社会問題となつていきます。単なる架空請求であれば、身に覚えがない以上請求に応じる必要はありませんが、裁判所の手続きを悪用する形で請求してきた場合には、要注意です。